

議案第八十一号

三朝町温泉使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年九月十八日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年九月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町温泉使用条例の一部を改正する条例

三朝町温泉使用条例（昭和五十三年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。  
第五条第三項中「、自ら自動小口温泉供給設備を使用し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。